

秋田の未来の物流を考える協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 地域産業の発展に必要不可欠な物流分野において、将来の陸送中心による物流の確保が困難になることが予想されることから、関係団体・機関等が物流に関する現状や課題を共有し、その課題解決に向けて幅広く意見・情報交換等を行い、今後必要となる多様な輸送モードの確立に向けた取組策を検討・実施するため、「秋田の未来の物流を考える協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、以下の事項について、協議するものとする。

- (1) 物流の現状・課題・取組等に関すること
- (2) その他関連する事項

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる団体・機関等の代表をもって構成する。(以下「会員」という。)

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、会員の中から互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し開催する。

- 2 やむを得ない理由により、会議に出席できない会員は、その指名する者を代理人として出席させることができる。
- 3 協議会は、必要に応じ、関係者をオブザーバーとして参加させ意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 協議会の下に、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、個別の課題について、その解決に向けた取組策を検討するものとし、会員の実務担当者又は会員の推薦する者により適宜構成できるものとする。
- 3 ワーキンググループを設置する場合は、目的や検討内容、検討結果等について協議会に報告するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、秋田県産業労働部商業貿易課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月25日から施行する。

【別表 1】 (第 3 条関係)

(令和元年 1 2 月 2 5 日現在)

番号	秋田の未来の物流を考える協議会会員
1	秋印株式会社 代表取締役 三浦 征善
2	能代運輸株式会社 代表取締役 與語 忠道
3	ヨコウン株式会社 代表取締役社長 塩田 充弘
4	全農物流株式会社秋田支店 支店長 高橋 敏幸
5	秋田県物流事業協同組合連合会 会長 齊藤 正敏
6	日本貨物鉄道株式会社東北支社北東北支店秋田営業所 所長 小笠原 金弘
7	秋田海陸運送株式会社 代表取締役社長 西宮 公平
8	日本通運株式会社秋田港支店 支店長 柏屋 敬
9	新日本海フェリー株式会社秋田支店 支店長 高橋 政志
1 0	全日本空輸株式会社秋田支店 支店長 小谷 浩
1 1	日本航空株式会社秋田支店 支店長 山中 謙治
1 2	全国農業協同組合連合会秋田県本部 県本部長 山田 浩幹
1 3	あきた食品振興プラザ 会長 佐藤 正明
1 4	一般社団法人秋田県機械金属工業会 理事 石塚 広行
1 5	秋田県電子工業振興協議会 会長 齊藤 健悦
1 6	公益社団法人秋田県トラック協会 会長 赤上 信弥
1 7	秋田県倉庫協会 会長 西宮 公平
1 8	秋田県商工会議所連合会 会長 三浦 廣巳
1 9	国土交通省東北運輸局秋田運輸支局 支局長 兼平 悟
2 0	国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所 所長 渡辺 淳一
2 1	秋田県観光文化スポーツ部交通政策課 課長 岡部 研一
2 2	秋田県農林水産部農業経済課販売戦略室 室長 藤村 幸司朗
2 3	秋田県建設部港湾空港課 課長 菅原 純
2 4	秋田県産業労働部商業貿易課 課長 安藤 雅之